議員提出第六号議案

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を次の理由により提出する。

理　由

令和七年の国勢調査人口及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条各項の規定等を踏まえ、総合的に検討した結果に基づき、福岡県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、所要の改正を行う必要があるため

令和八年十月十六日

提出者　福岡県議会議員

渡辺勝将
秋田章二
坪田晋
豊福るみ子
新開昌彦
大塚勝利
原田博史
渡辺美穂
桝島徳博
堀大助

福岡県議会議長　大島道人　殿

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和四十九年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「八十七人」を「八十六人」に改める。

別表中

田川郡	二人

を

田川郡	一人

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この条例による改正後の福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後告示される一般選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までに告示された一般選挙に係る補欠選挙については、なお従前の例による。